

特別相談「多重債務110番」を実施しました

～債務問題は必ず解決できます。一人で悩まずご相談ください！～

東京都では、多重債務問題の解決に向け、庁内各局や関係団体が連携して総合的な取組を推進しています。

その取組の一環として、東京都と23区26市1町が、専門相談窓口等と連携して、令和5年度第1回特別相談「多重債務110番」を実施しましたので、結果をお知らせします。

結果の概要

- 実施期間 令和5年9月4日（月曜日）、5日（火曜日）の2日間
- 2日間で寄せられた多重債務に関する相談は、全体で177件
 - ・ 東京都消費生活総合センター 62件
 - ・ 区市町の消費生活センター（23区26市1町） 51件
 - ・ 弁護士会、司法書士会、法テラス等の法律相談窓口 64件
- 都受付分（62件）の相談の特徴
 - ・ 相談者の平均年齢は54歳、50歳代以上の方が66.1%
 - ・ 借入先が6社以上の人は31.0%
 - ・ 債務額が500万円以上の人は33.9%
 - ・ 1人当たりの平均債務額は約619万円
 - ・ 債務者本人以外（家族、知人等）からの相談が24.2%
 - ・ 投資詐欺やロマンス詐欺等に遭った事により債務を抱えてしまったという相談が6件あった。
 - ・ コロナ禍で失業、または収入が大幅に減少したことにより多重債務に陥った、緊急小口資金等の特例貸付を受けたが収入が回復せず返済ができないといったコロナ関連の相談が10件あった。

消費者へのアドバイス

- ・ 多重債務は、個人の努力だけで解決することはきわめて困難です。早期に専門家に相談することが大切です。
- ・ 債務を抱えているご本人以外からのご相談を承っています。
- ・ 都内消費生活センターでは、多重債務問題を抱える相談者を法律専門家や専門相談機関等につなぎ、問題解決の道筋ができるまでフォローアップする「東京モデル」を実施しています。https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan_tazyuu.html
- ・ 債務が少額であっても、返済に不安がある場合はご相談ください。

- ・ 東京都消費生活総合センター 03-3235-1155
（受付時間：月～土曜・午前9時～午後5時）（日・祝日・年末年始はお休みです。）
- ・ お近くの消費生活センターへはこちら ➡ **消費者ホットライン** 188

主な相談事例（東京都消費生活総合センター受付分から）

【コロナ禍がきっかけとなり多重債務に。債務整理について相談したい。】

入院や賃貸アパートの更新などで支出がかさみ、コロナ罹患で仕事ができない時期もあったため、買い物とキャッシングで、クレジットカード複数社の借入れ合計金額が200万円を超えてしまった。毎月の返済が厳しいので、債務整理したい。(60歳代 女性)

⇒ 解決に向けた道筋

法律専門家につなぎ、自己破産の方向で債務整理をすることを提案されました。日本司法支援センター（法テラス）を利用できる可能性があるとの案内があったため、法テラスにもつなぎ、制度の説明を受けました。その後、相談者自身で法テラスの予約をしました。

【ギャンブル依存が原因で多重債務に。税金の延滞もあり、債務整理をしたい。】

10年前から生活費とギャンブル費の捻出のため、借金を繰り返している。クレジットカード複数社で、ショッピングローンやキャッシングの債務があり、消費者金融からも借入れがある。税金も滞納している。アルバイトの収入だけでは返済が苦しい。(30歳代 男性)

⇒ 解決に向けた道筋

法律専門家につなぎ、債務整理について説明を受けたうえで、日本司法支援センター（法テラス）の利用を案内しました。また、ギャンブル依存症について、心理面での手当ても必要があるとして、カウンセラーにつないだところ、医療機関の受診を勧められました。

【家族が浪費をし、借金を抱えている。どうすればいいか。】

成人の娘が買い物やボーイズバーで浪費し、この数か月で100万円以上の貯金を使い果たしてしまいました。先日数十万円の未払いがあると娘から電話があり、肩代わりを求められて仕方なく払ってしまった。今後どのように対応していけばよいか不安である。(50歳代 女性)

⇒ 解決に向けた道筋

カウンセラーにつなぎ、娘への関わり方について助言を受けました。一般的に、借金の肩代わりは、問題の解決にはつながりません。今回は未払いがなくなりましたが、また同じことが繰り返された場合、専門家への相談が必要となるため、精神保健福祉センターの案内がありました。